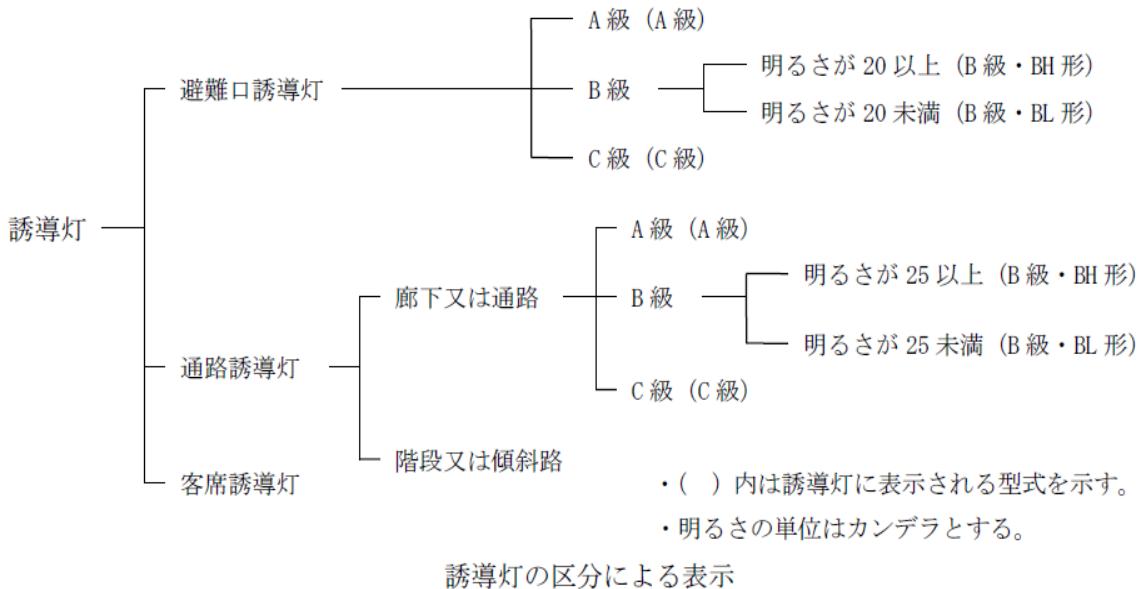


第 17 誘導灯及び誘導標識

1 構成

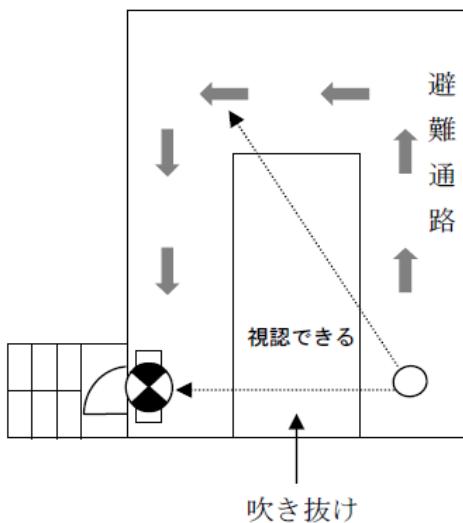
誘導灯及び誘導標識は、屋内から直接地上へ通ずる出入口、避難階段、特別避難階段等の有効に避難できる場所を表示し、又は当該場所に安全かつ迅速に誘導することを目的とするもので、誘導灯には、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯の三種類がある。



2 用語の意義

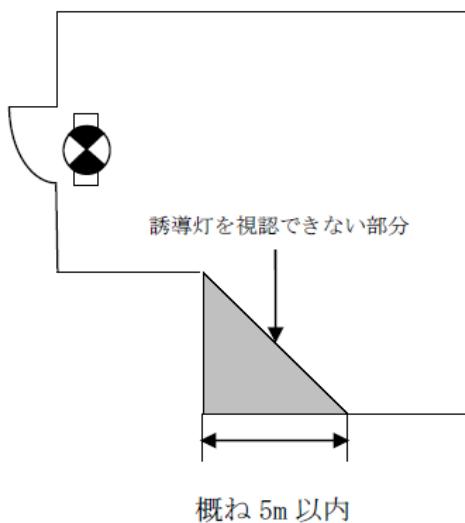
- (1) 誘導標識とは、避難の方向を明示した標識板及び避難できる出入口等である旨を表示した標識板をいう。
- (2) 蓄光式誘導標識とは、熒光等により光を発する誘導標識であり、JIS Z 8716 の常用光源蛍光ランプ D65 により照度 200 lx の外光を 20 分間照射し、その後 20 分経過した後における表示面の平均輝度（以下「表面の平均輝度」という。）が $24\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上 $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 未満のものを中輝度蓄光式誘導標識といい、 $100\text{ mcd}/\text{m}^2$ 以上のものを高輝度蓄光式誘導標識という。
- (3) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的にキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。
- (4) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的に避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (5) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (6) 避難施設とは、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路含む。）、直通階段の階段室、その附室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (7) 廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路をいう。
- (8) 避難口とは、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に定める出入口及び場所をいう。
- (9) 容易に見とおしできるとは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいい、次のア及びイについても該当する。
 - ア 吹き抜けがあり避難経路を含めて視認できる場合。（第 17-1 図参照）
 - イ 出入口や誘導灯が視認できなくても、5 m ほど移動することにより視認できる場合。（第 17-2 図参照）

ア 吹き抜け等がある場合



第 17-1 図

イ 死角がある場合



第 17-2 図

- (10) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見とおし、かつ、避難口であることが分かるものをいう。
- (11) 外光とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯（当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。）をいう。
- (12) 居室とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室、さらに駐車場、倉庫、機械室及びポンプ室等のこれらに相当する室をいう。

3 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

- (1) 階段又は傾斜路以外の部分(政令別表第1(1)項～(16)項)
 - ア 設置免除の単位は、「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。
 - イ 地階(傾斜地等で避難階に該当するものを除く。)及び無窓階は、当該免除要件の対象外であること。
 - ウ 主要な避難口の視認性については、居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であること。
 - エ 省令第28条の2第1項の規定に適合しない階(避難口誘導灯の設置を要する階)について、同条第2項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。
 - オ 階段又は傾斜路以外の部分における免除要件の例図は、別記1のとおりであること。
- (2) 階段又は傾斜路の部分(政令別表第1(1)項～(16)の3)項)

階段又は傾斜路のうち、通路誘導灯を免除する場合には、建基政令第5章第4節に規定される「非常用の照明装置」が、当該建基政令の技術基準に適合して設置されていること。

ただし、6.(2)に掲げる防火対象物のその主要な避難経路等に設ける非常用の照明装置にあっては、60分間以上作動できる予備電源容量を有するものに限る。（「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号）（以下「誘導灯告示」という。）第3の2により、高輝度蓄光式誘導標識等が設けられた部分を除く。）

4 誘導灯の設置・維持

(1) 誘導灯の区分

誘導灯については、①避難口誘導灯②通路誘導灯及び③客席誘導灯の3つに区分され、それぞれの設置場所及び主な目的は第17-1表のとおりであること。

第 17-1 表

区分	設置場所	主な目的	
避難口誘導灯	避難口（その上部又は直近の避難上有効な箇所）	避難口の位置の明示	
通路誘導灯	廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所	階段又は傾斜路に設けるもの以外のもの	避難の方向の明示
		階段又は傾斜路に設けるもの	・避難上必要な床面照度の確保 ・避難の方向の確認
客席誘導灯	政令別表第 1(1) 項に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分の客席	避難上必要な床面照度の確保	

(2) 誘導灯の有効範囲

ア 誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合の具体的な例図は、別記 2 のとおりであること。

イ 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には当然及ばないものであること。

(3) 誘導灯の設置位置等

避難口誘導灯及び通路誘導灯は、各階ごとに次の定めるところにより、設置することとし、その具体的な例図は、別記 3 及び別記 4 のとおりであること。

ア 避難口誘導灯

(ア) 屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)に設けること。

(イ) 直通階段の出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)に設けること。なお、附室内に複数の出入口があるため、階段室への出入口が識別できない場合は、当該階段室への出入口に誘導標識を設置すること。★

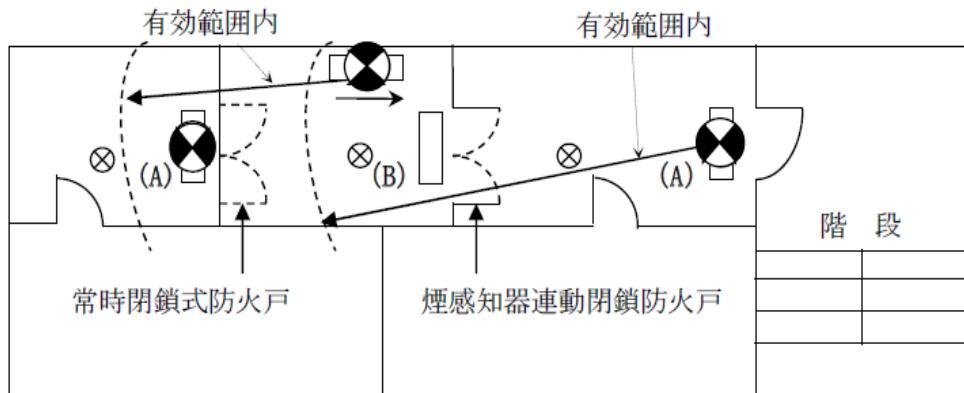
(ウ) (ア) 又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口に設置すること。

ただし、次の a 及び b の要件に適合する居室の出入口を除く。

a 居室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別できること。

b 当該居室の床面積は 100 m^2 (主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、 400 m^2)以下であること。

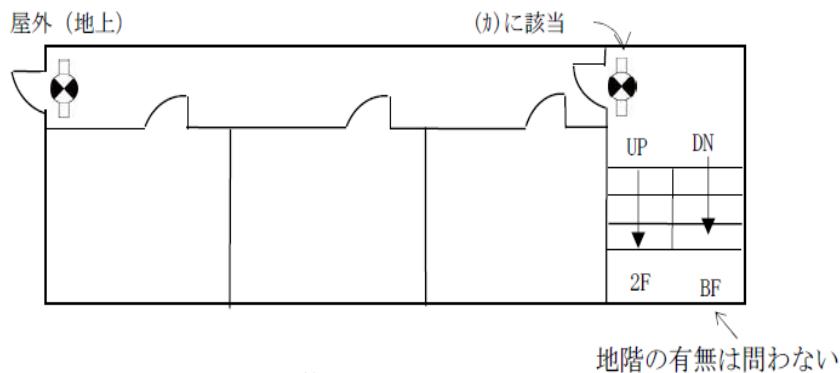
(エ) (ア) 又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの(くぐり戸付きの防火シャッターを含む。)がある場所に設けること(A)。ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合(B)を除く。(第 17-3 図参照)



⊗ : 非常用の照明装置 □ : 誘導標識 □○□ : 誘導灯

第 17-3 図

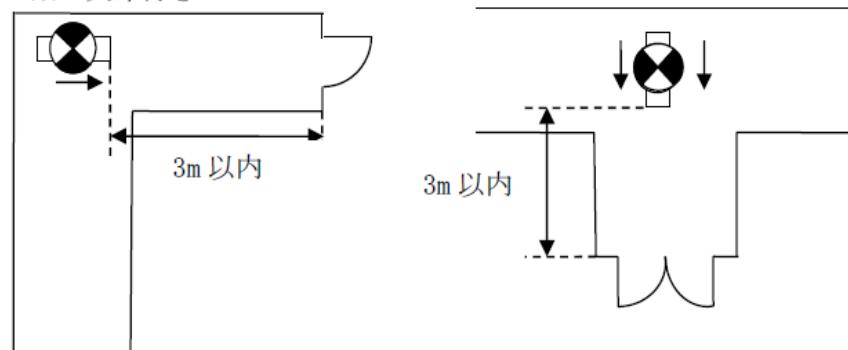
- (オ) エスカレーター区画内からの出入口は省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ハに該当するものであること。
- (カ) 地上へ通じている直通階段の階段室から避難階の避難経路になる廊下等へ通じる出入口には、避難口誘導灯を設置すること。★ (第 17-4 図参照)



第 17-4 図

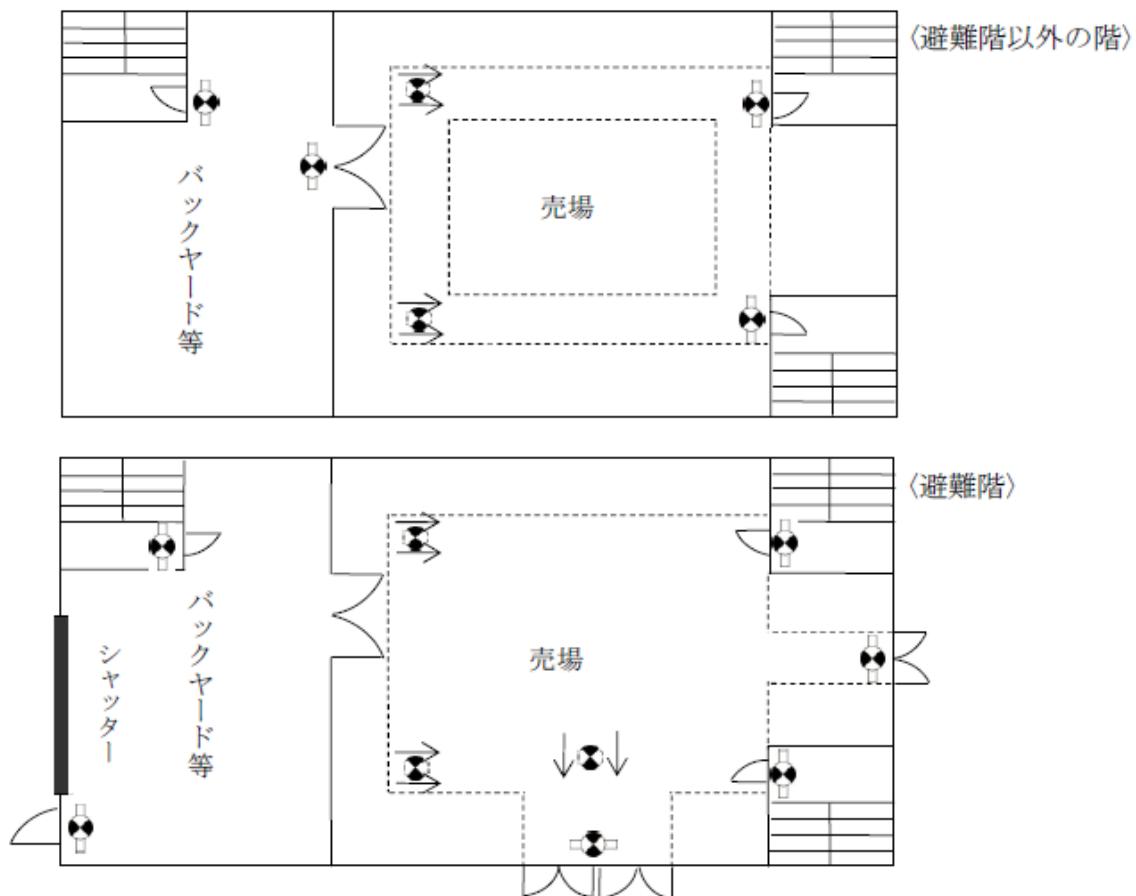
- (キ) 不活性ガス消火設備の防護区画からの出入口には、避難口誘導灯を設けること。ただし、非常用の照明装置が設置されるなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができます。★
- (ク) 避難口誘導灯は、避難口の上部や同一壁面上の近接した箇所のほか、避難口前方の近接した箇所など、当該避難口の位置を明示することができる箇所に設置すること。
- (ケ) 表示面が避難口に平行となるように設置すること。ただし、廊下等から屈折して避難口に至る場合（避難口から概ね 3m 以内）にあっては、矢印付きのものを設置し、表示が避難する者の目にふれ易いように設けること。（第 17-5 図参照）

※ 矢印付き



第 17-5 図

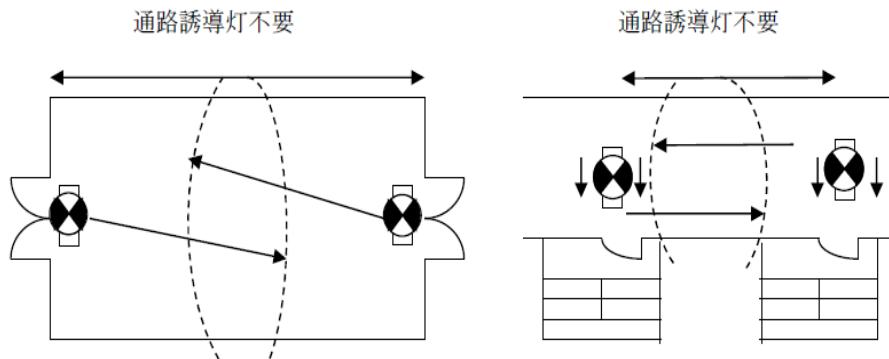
- (コ) 物品販売店舗等における売場部分のうち、バックヤードに面する出入り口に設ける誘導灯について、使用形態上、従業員以外は「売場」部分以外は通常使用することではなく、バックヤード等に誘導灯を用いて積極的に避難方向を示すことは、かえって避難上混乱を招く可能性があることから、当該売場部分に 2 以上の避難口を有する場合は、売場からバックヤード等に通じる省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ハ又はニの出入口に誘導灯を設けないことができること。なお、避難階におけるバックヤード等の部分から売場に通ずるハ又はニの出入口についても設置を要しない取扱いとして差し支えないものであること。★ (第 17-6 図参照)



第 17-6 図

イ 通路誘導灯

- (ア) 曲り角に設けること。
- (イ) 前ア、(ア)及び(イ)に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に設けること。
- (ウ) 前(ア)及び(イ)のほか、廊下又は通路の各部分(避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。)を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所に設けること。
- (エ) 省令第28条の2第2項第1号の規定に適合しない防火対象物又はその部分にあっても、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含される場合にあっては、通路誘導灯の設置を要しないこと。(第17-7図参照)



第17-7図

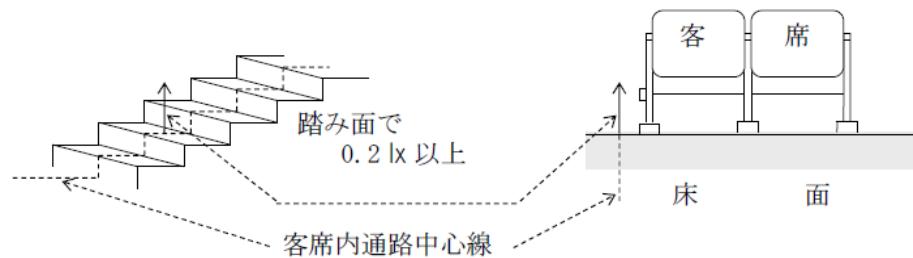
ウ 客席誘導灯

- (ア) 客席内の通路の床面における水平面について計った客席の照度が0.2lx以上となるように客席に設けること。
- (イ) 床面からの高さは、原則として0.5m以下の箇所に設けること。
- (ウ) 客席通路が傾斜路又は水平路となっている部分にあっては、次式により算定した設置個数を、概ね等間隔となるように設置し、かつ、当該誘導灯に最も近い通路の中心線上で測定し、必要な照度が得られること。

$$\text{設置個数} \geq \frac{\text{客席内通路の直線部分の長さ (m)}}{4} - 1$$

[小数点以下は繰り上げる]

- (エ) 客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、必要な照度が得られていること。(第17-8図参照)



第17-8図 客席誘導灯の設置例

(4) 誘導灯の点灯・消灯

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、常時点灯が原則であるが、次に掲げる場合であって、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できること。

(ア) 当該防火対象物が無人である場合

(イ) 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

(ウ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

(エ) 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所」に設置する場合。なお、誘導灯の消灯対象は別記5、誘導灯の点灯・消灯方法については別記6により運用すること。

イ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前ア、(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、これらの例により消灯することとして差し支えないこと。

(5) 設置場所に応じた誘導灯の区分

誘目性（気付きやすさ）の確保の観点から、防火対象物又はその部分の用途及び規模に応じて、設置する誘導灯の区分が第17-2表のとおり限定されている。

第17-2表

防火対象物の区分	設置することができる誘導灯の区分	
	避難口誘導灯	通路誘導灯
政令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物	○A級 ○B級（表示面の明るさが20以上(BH形)のもの又は点滅機能を有するもの）	○A級 ○B級（表示面の明るさが25以上(BH形)のもの） ※廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
政令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000m ² 以上のもの	○A級 ○B級 ○C級	○A級 ○B級 ○C級
上記以外の防火対象物又はその部分		

※ 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯は、省令第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口についてのみ設置可能とされている。（省令第28条の3第4項第6号イ）

(6) 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能

ア 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、当該階における避難口のうち、避難上特に重要な最終避難口（屋外又は直通階段への出入口）の位置を更に明確に指示することを目的とするものであること。このため、省令第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならない。

イ 点滅機能又は音声誘導機能の起動、停止等の運用については、別記7によること。

ウ 点滅機能又は音声誘導機能の付加は任意（点滅機能は、省令第28条の3第4項第3号の規定に適合するための要件となっている場合を除く。）であるが、次に掲げる防火対象物又はその部分には、これらの機能を有する誘導灯を設置すること。★

(ア) 政令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分

(イ) 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、

照明、看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

(ウ) その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分

(7) 誘導灯の構造・性能

誘導灯の構造及び性能については、誘導灯告示第5によること。

5 誘導標識の設置・維持について

誘導標識の設置及び維持については、政令第26条第2項第5号及び第3項、省令第28条の3第5項及び第6項並びに誘導灯告示の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導標識の区分

第17-3表

誘導標識	避難口誘導標識（避難口に設けるもの）
	通路誘導標識 (廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所に設けるもの)

(2) 誘導標識の設置位置等

ア 避難口誘導標識は、避難口誘導灯の例により設けること。

イ 通路誘導標識（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）は、各階ごとに次の箇所に設けること。

(ア) 廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所

(イ) 曲がり角

ウ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導標識は、特に避難の方向を指示する必要がある箇所に設けること。

エ 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けることとされていることから、自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）を設けること。

(3) 誘導標識の構造及び性能

ア 壁、床等に固定、貼付け等が確実にできるものであること。★

イ 設置環境及び設置場所（床面に設けるもの・壁面に設置するもの）を踏まえ、必要に応じて耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものを使用すること。

(4) 蓄光式誘導標識

表示面の平均輝度は、第17-4表の左欄に掲げる種別に応じて中欄に掲げる照度により照射した場合に右欄に掲げる輝度を有するものであること。

第17-4表

種 別	常用光源蛍光ランプD65 の照度（単位:lx）	照射終了20分後の輝度 (単位:mcd/m ²)
中輝度蓄光式誘導標識	200	24以上100未満
高輝度蓄光式誘導標識	200	100以上

(5) 蓄光式誘導標識の設置及び維持管理は、次によるものであること。

ア 共通事項

(ア) 蓄光式誘導標識等は、照明器具によって照度や紫外線強度が異なることから、それぞれの部分ごとに使用されている照明器具と蓄光式誘導標識の試験データを確認する等して、これらの組み合わせが適切なものとなるようにする必要があること。

(イ) 一般的な蛍光灯による照明下において、高輝度蓄光式誘導標識が設けられており、当該箇所における照度が200lx以上である場合には、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後における蓄光式誘導標識の表示面が100mcd/m²以上の平均輝度となるものとしてみなして差し支えないこと。

(ウ) 壁面の設置環境照度は、床面照度より平均照度が低くなることから、留意すること。

(エ) 無人の防火対象物又はその部分についてまで、照明器具の点灯を求める趣旨のもので

はないこと。

(オ) 蓄光式誘導標識は、原則として登録認定機関 ((一財) 日本消防設備安全センター) の認定品を使用すること。

(カ) 誘導標識の材料は、「堅ろうで耐久性のあるもの」とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、設置場所の環境に応じた性能を有するものを設置すること。

なお、第 17-5 表を参考とし判断するものであるが、認定品については「高輝度蓄光式誘導標識の型式認定附属書」により確認できるものであること。

第 17-5 表

試験項目	屋 内 用			屋 外 用		
	床 用	壁 用		床 用	壁 用	
		1m 未満	1m 以上		1m 未満	1m 以上
耐摩耗性	○	○	-	○	○	-
耐水性	○	○	-	○	○	○
耐候性	-	-	-	○	○	○
耐熱性	-	○	○	-	-	-
耐薬品性	○	○	○	○	○	○
曲げ強度	○	○	○	○	○	○
すべり抵抗	○	-	-	○	-	-
耐凍結融解性	-	-	-	○	○	○
輝度	○	○	○	○	○	○
発光色	○	○	○	○	○	○

(キ) 省令第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 3 号の規定において蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離が 15m 以上となる場合、省令第 28 条の 3 第 4 項第 10 号の規定において通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合を除き、通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後の表示面が $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度となる照度とすること。なお、当該箇所における照度が一般的な蛍光灯による照明下において、照度 200 1x 未満で認定品を使用する場合の具体的な設置のあり方については次によること。

- a 設置場所の照明器具の種類を確認する。
- b 設置場所（床面又は壁面）の照度を測定する。照明器具が、LED 照明等の場合、紫外線が蓄光材に吸収され易い性質を持っているので、紫外線強度を測定する。
- c 高輝度蓄光式誘導標識の区分は、常用光源 D65 で 200 1x、100 1x 又は 50 1x で 20 分励起（照射）した後 20 分後の発光輝度で判定することとしているので、標識区分と励起照度・表示面輝度の関係を第 17-6 表で確認する。

第 17-6 表

区 分	S200	A200	B200	C200	S100	A100	B100	S50	A50
照度 (1x)	200				100			50	
輝度 (mcd/m^2)	250	200	150	100	200	150	100	128	100

- d 設置場所照度と常用光源 D65 照度の相関関係を第 17-7 表より確認し、設置場所に適した蓄光式誘導標識を選定する。

第 17-7 表

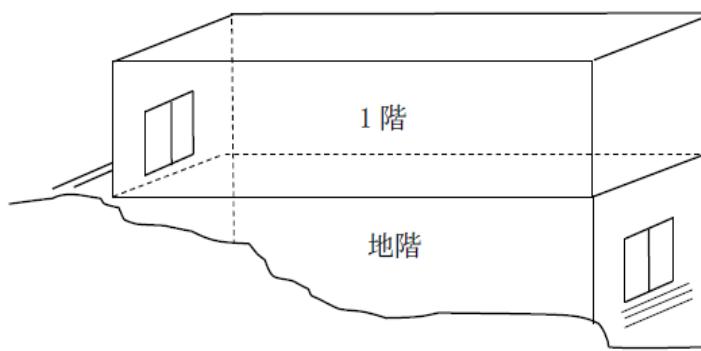
設置場所照度（白色蛍光灯（1x））	160 以上	80 以上
試験用ランプ照度（常用光源 D65（1x））	100	50

※ 白色蛍光灯以外は、メーカー公表値による色温度からの換算によるもので個別の照明器具ごとの色温度による換算が必要であること。

イ 設置対象ごとの個別事項

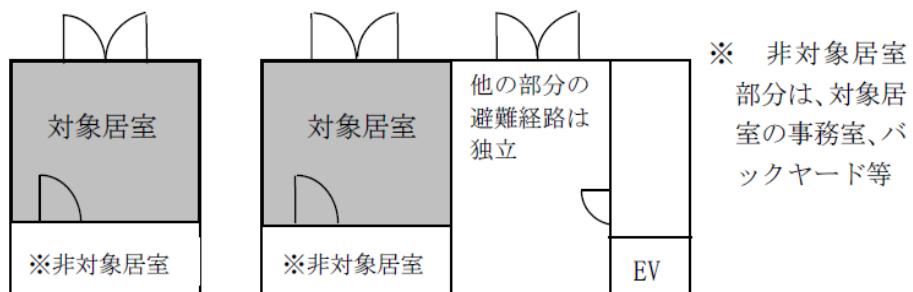
- (ア) 避難階に存する小規模な路面店等（省令第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 3 号関係）

- a 誘導灯等の設置免除の適用単位は「階」ではなく、避難階となる階の「居室」であり、地階及び無窓階に存する居室も当該規定の要件に適合すれば免除対象となるものであること。（第 17-9 図参照）



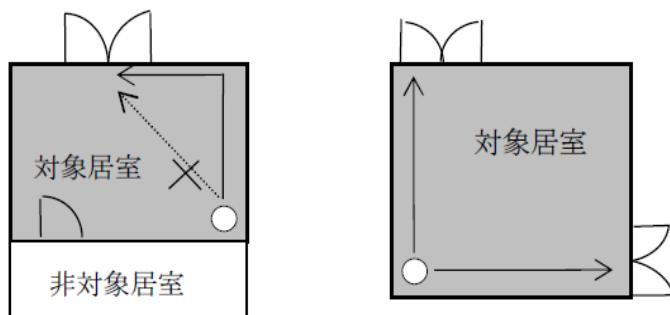
第 17-9 図 地階・1 階とも避難階の例

- b 「主として当該居室に存する者が利用するものに限る」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線にあたっていないものをいう。なお、第 17-10 図のように対象居室の事務室、バッくヤード等の非対象居室に存する若干の人数は、当該居室に存する者として扱う。



第 17-10 図

- c 屋内から直接地上へ通ずる避難口に至る歩行距離の測定にあたっては、店舗等のレイアウトが確定していない場合、第 17-11 図のように居室の壁に平行又は垂直に距離を測定する必要があること。



※ 屋外への避難口が 2 箇所以上ある場合は、それぞれの避難口から中間となる距離により判断する。

第 17-11 図

- d 高輝度蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室の最遠の箇所までの歩行距離が 15m 以上となる場合にあっては 20 分間経過した後の表示面が $300\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度となる照度とすること。
- e 避難口から当該居室の最遠の箇所までの歩行距離が 15m 以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するため、高輝度蓄光式誘導標識表示面の縦寸法は、次式により求めた値を確保する必要があること。(第 17-8 表参照)

$$D \leq 150 \times h$$

D: 避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離 [m]

h: 高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法 [m]

第 17-8 表

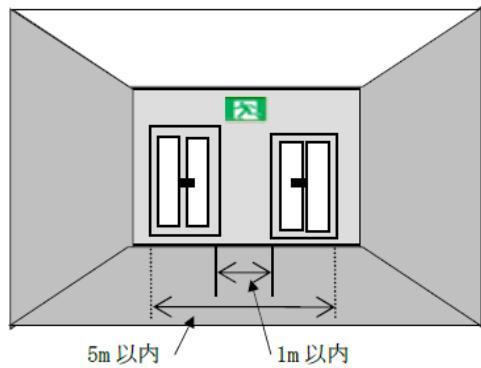
避難口から当該居室の最遠の箇所までの歩行距離	照明が消灯してから 20 分経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面輝度	高輝度蓄光式誘導標識の縦寸法
15m 未満	$100\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上	
15m 以上	$300\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上	(最遠歩行距離/150) 以上

- f 第 17-9 表の歩行距離区分ごとに高輝度蓄光式誘導標識の輝度及び縦寸法を有している場合は、前 d 及び e によらず、高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度を有するものとしてみなして差し支えないこと。

第 17-9 表

歩行距離	20m を超え 25m 以内		15m 以上 20m 以内	
	20 分後輝度	標識縦寸法	160mcd/m ² 以上	110mcd/m ² 以上
			150 mm 以上	200mm 以上

- g 避難口が 1m 以内に近接して 2 以上設けられている場合は、5m 以内ごとに 1 箇所以上、高輝度蓄光式誘導標識を第 17-12 図により設置すれば足りることとして取扱って差し支えないものとする。

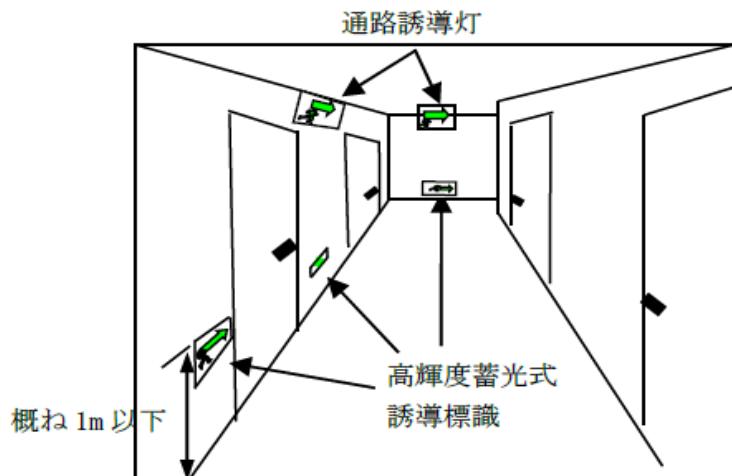


第 17-12 図

(イ) 個室型遊興店舗（省令第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の 2 ただし書き関係）

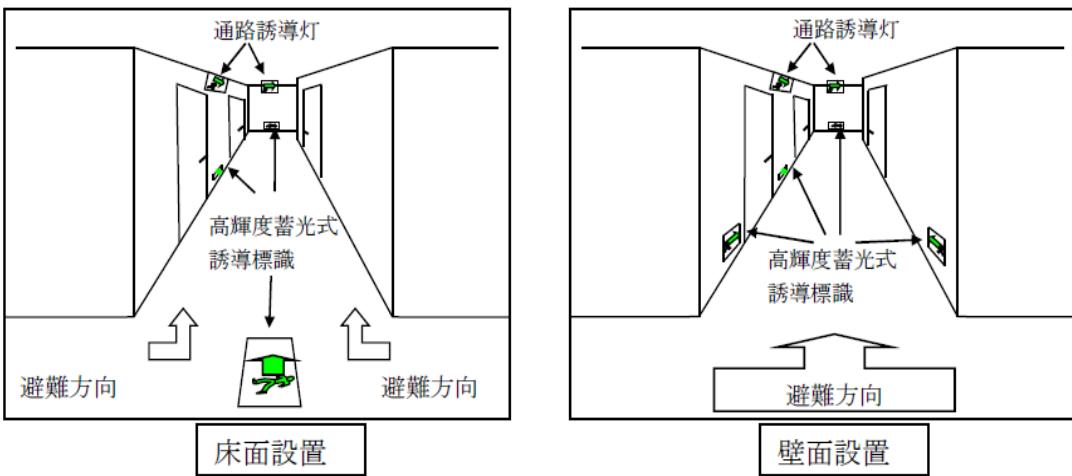
a 床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識の細目等について

(a) 告示第 3 の 2 第 2 号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さが概ね 1m 以下の避難上有効な箇所をいうものであること。（第 17-13 図参照）



第 17-13 図

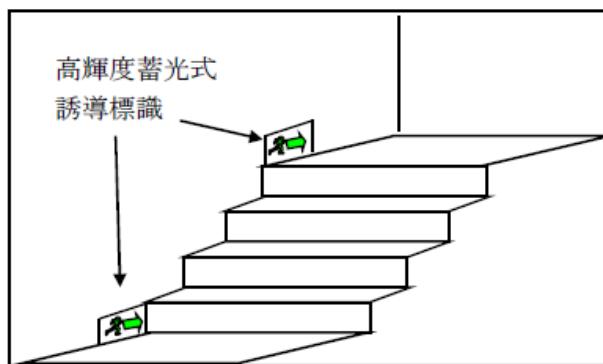
(b) T 字路、十字路などの曲がり角で壁面設置とする場合は、床面に設けるか、又は廊下の両側壁面に設けること。（第 17-14 図参照）



第 17-14 図

(c) 階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、高輝度蓄光式誘導標識を設けることが適当であること。

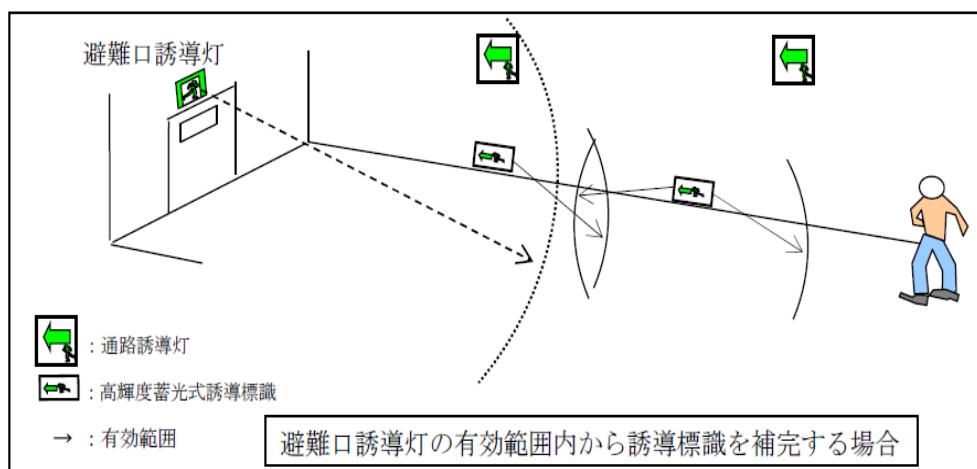
この場合において、高輝度蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」の向きは、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとすることが望ましいこと。(第 17-15 図参照)



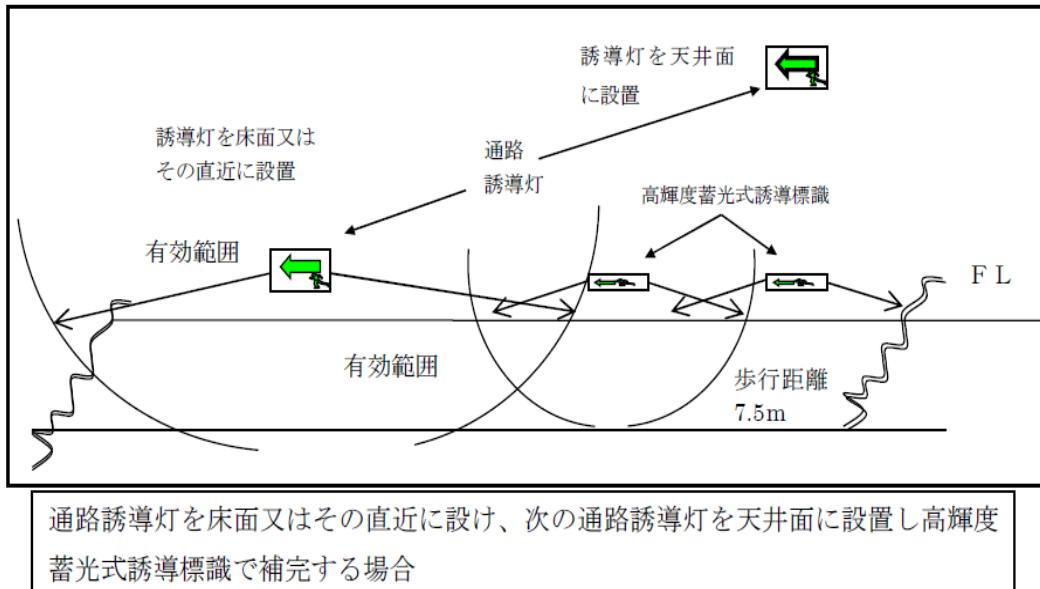
第 17-15 図

(d) 避難する際の転倒、転落等を防ぐため、高輝度蓄光式誘導標識の設置高さは、統一することが望ましいこと。

b 通路誘導灯を補完する高輝度蓄光式誘導標識の設置位置は、第 17-16、17-17 図を参考とされたい。



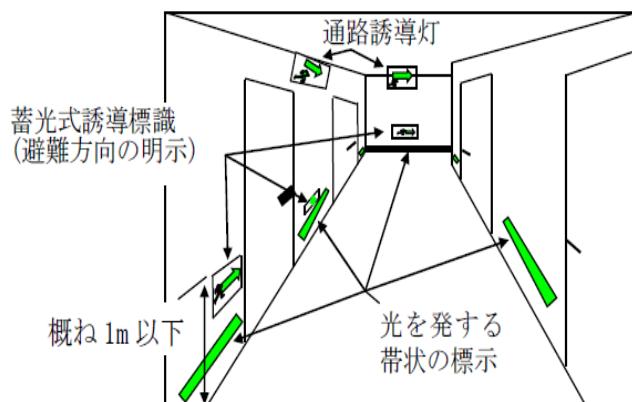
第 17-16 図



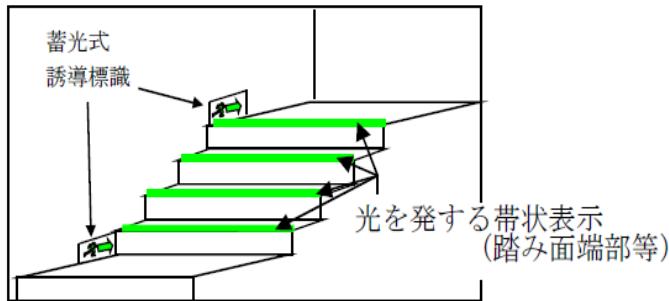
通路誘導灯を床面又はその直近に設け、次の通路誘導灯を天井面に設置し高輝度蓄光式誘導標識で補完する場合

第 17-17 図

- c 光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導標示
- (a) 誘導灯告示第3の2ただし書に規定する「光を発する帯状の標示」としては、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの、階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの等を想定しており、停電等により通常の照明が消灯してから20分間(省令第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあっては60分間)経過した後における当該表面の平均輝度が、次式により求めた値を確保されること。
- $$L' \geq L \cdot 100/D'$$
- L' : 当該標示の表面における平均輝度 [mcd/m²]
 L : 2 [mcd/m²]
 D' : 当該標示の幅 [mm]
- また、当該標示を用いる場合にあっても所期の性能が確保されるように、前ア、(ア)から(ウ)まで、(カ)及び前bの例等により適切に設置・維持するとともに、曲り角等の必要な箇所において蓄光式誘導標識等(7 mcd/m²以上、概ね5m間隔及び曲がり角)により避難の方向を明示することが必要であること。(第17-18、17-19図参照)



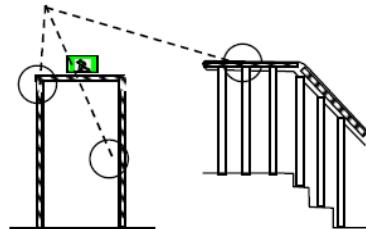
第 17-18 図 通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に表示を行う場合



第 17-19 図 階段等の踏み面において端部の位置を示すように表示を行う場合

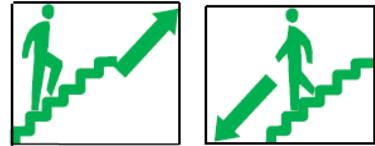
- (b) 「光を発する帯状の標示」を設置する場合は、廊下等の両側に設けること。
- (c) 「光を発する帯状の標示」は、連続的、かつ、途切れずに設けることが望ましいこと。
- (d) 誘導灯告示第 3 の 2 ただし書に規定する「その他の方法」としては、高輝度蓄光式誘導標識又は(a)の「帯状の標示」を補完するものとして、例えば避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示、階段のシンボルを用いた階段始点用の標示等が想定されるものであること。(第 17-20、17-21 図参照)

マーキング



第 17-20 図

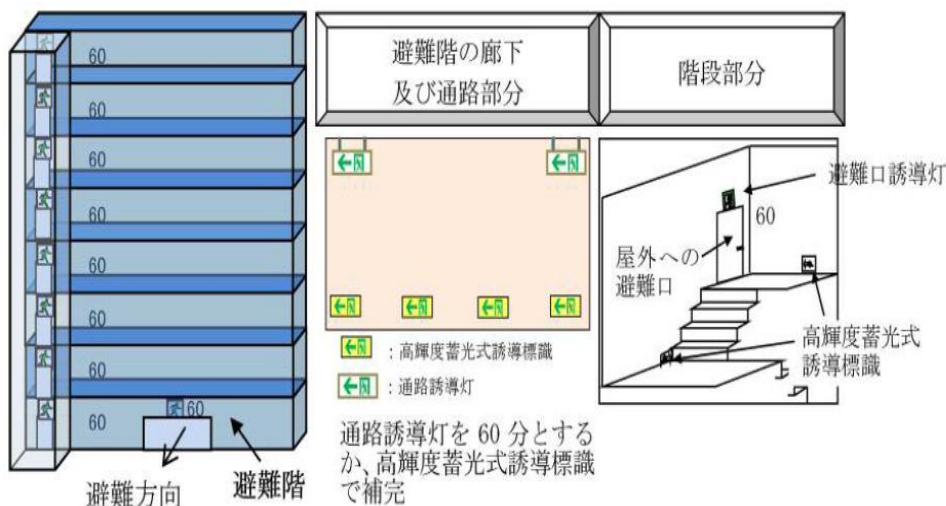
避難口の外周・ドアノブ・手すり等にマーキングする方法



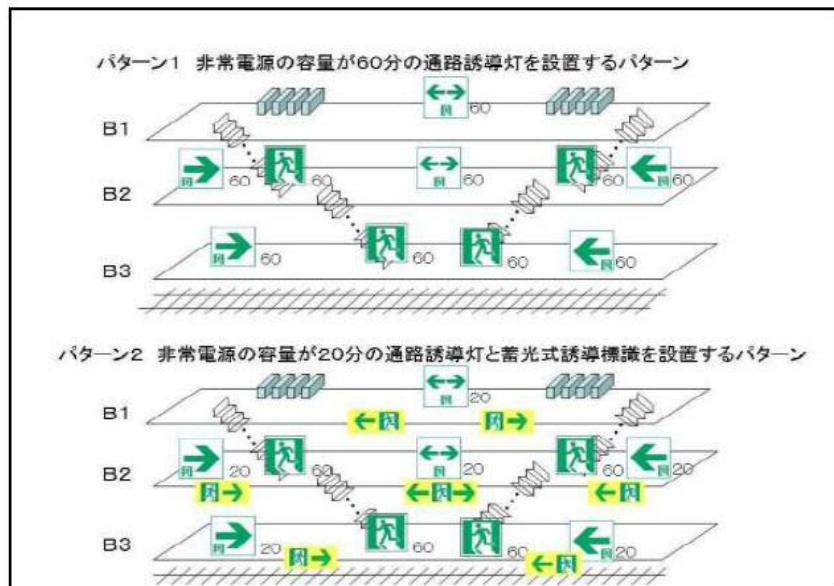
第 17-21 図

階段のシンボルを用いた階段始点用の標示

- (e) (a) 及び(b) の標示については、蓄光材料を用いるもののほか、光源を用いるもの((a)に掲げる時間に相当する容量の非常電源を有するものに限る。)も含まれるものであること。
- (f) 大規模・高層の防火対象物等(省令第 28 条の 3 第 4 項第 10 号関係)
 - a 床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識の細目等については、前(イ). a 及び b によるほか、第 17-22、17-23 図を参考とすること。



第 17-22 図



第17-23図

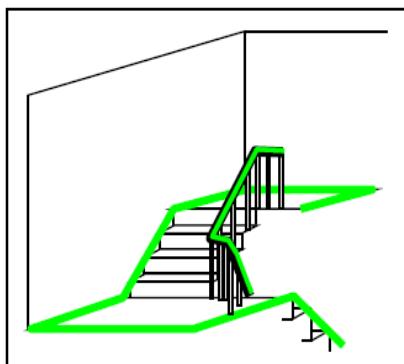
b 平均輝度について

- (a) 省令第28条の3第4項第10号の規定により通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、通常の照明が消灯してから60分間経過した後の表示面が $75\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度となる照度とすること。
- (b) 一般的な蛍光灯を使用し当該箇所における照度が第17-10表の照度区分ごとに、認定区分のものを設置する場合は、60分後 $75\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度となるものとみなして差し支えないこと。なお、実際の設置環境照度を実測した場合は、その値を採用し設置することができるものであること。

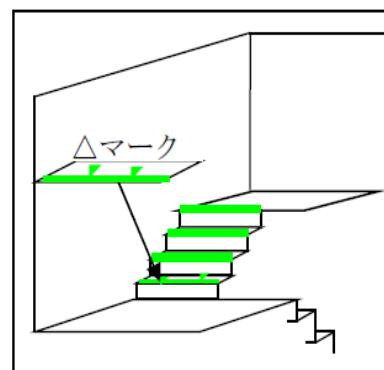
第17-10表

照度 (lx)	認定区分
500以上	S200、S100、S50、A200、A100、A50
320以上500未満	S200、S100、S50
200以上320未満	S100、S50

c 光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導標示について
前(i). cによるほか、第17-24、17-25図を参考とすること。



第17-24図
光を発する帯状の標示を手すりに設置



第17-25図
光を発する帯状の標示は段鼻先端から50mmの位置+△マーク ($8\text{mcd}/\text{m}^2$)

6 非常電源

- (1) 非常電源については、原則として直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、次の(2)に掲げる防火対象物の主要な避難経路等以外のものについては、その容量は誘導灯を有效地に20分間作動できる容量以上とすること。
 - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する大規模・高層等の防火対象物にあっては、その主要な避難経路等に設けるものについて、容量を60分間以上とすること。
 - ア 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物のうち、次のいずれかを満たすもの。
 - (ア) 延べ面積5万m²以上
 - (イ) 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積3万m²以上
 - (イ) 政令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で延べ面積1,000m²以上のもの。
 - (ウ) 政令別表第1(10)項又は(16)項に掲げる防火対象物(同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、地下2層より下層に乗降場を有する複数の路線が乗り入れている駅舎。

- (3) 非常電源の容量を60分間以上としなければならない主要な避難経路は、次の場所であること。

ア 避難口誘導灯

- (ア) 屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)

- (イ) 直通階段の出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)

イ 通路誘導灯

- (ア) 避難階の直接地上へ通ずる出入口に通ずる廊下、通路

- (イ) 直通階段部分

- (ウ) 地階の乗降場

- (エ) 地階の乗降場に通ずる階段、傾斜路及び通路

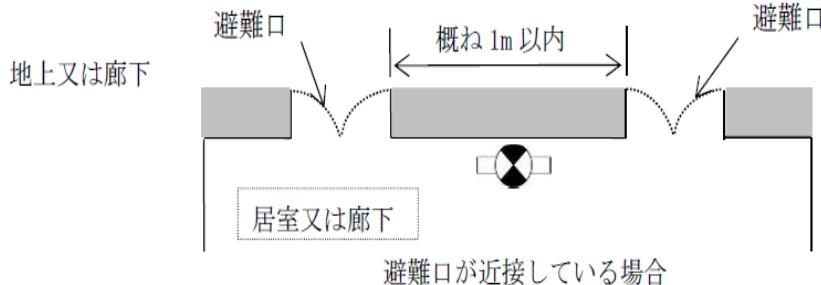
- (4) 非常電源の容量を60分以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量にあっては、直交変換装置を有する蓄電池設備のほか自家発電設備又は燃料電池設備によることができる。

- (5) 非常電源は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

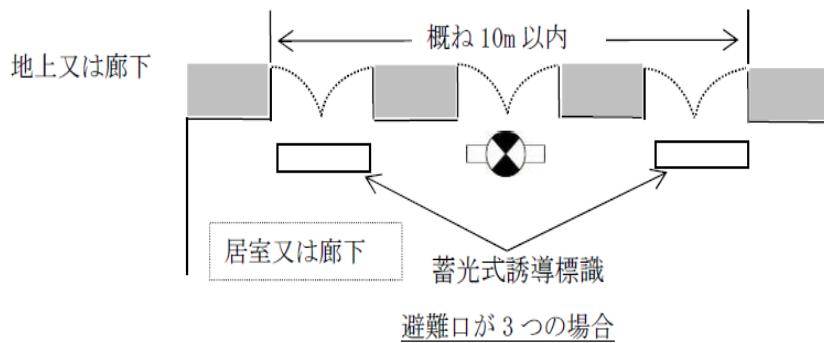
7 特例基準

- (1) 避難口誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当する避難口にあっては、政令第32条を適用して設置を省略することができる。

- ア 避難口が近接して複数あり、その一の避難口に設けた誘導灯で他の出入口が確認できる場合にあっては、第17-26、17-27図によることができるものとする。

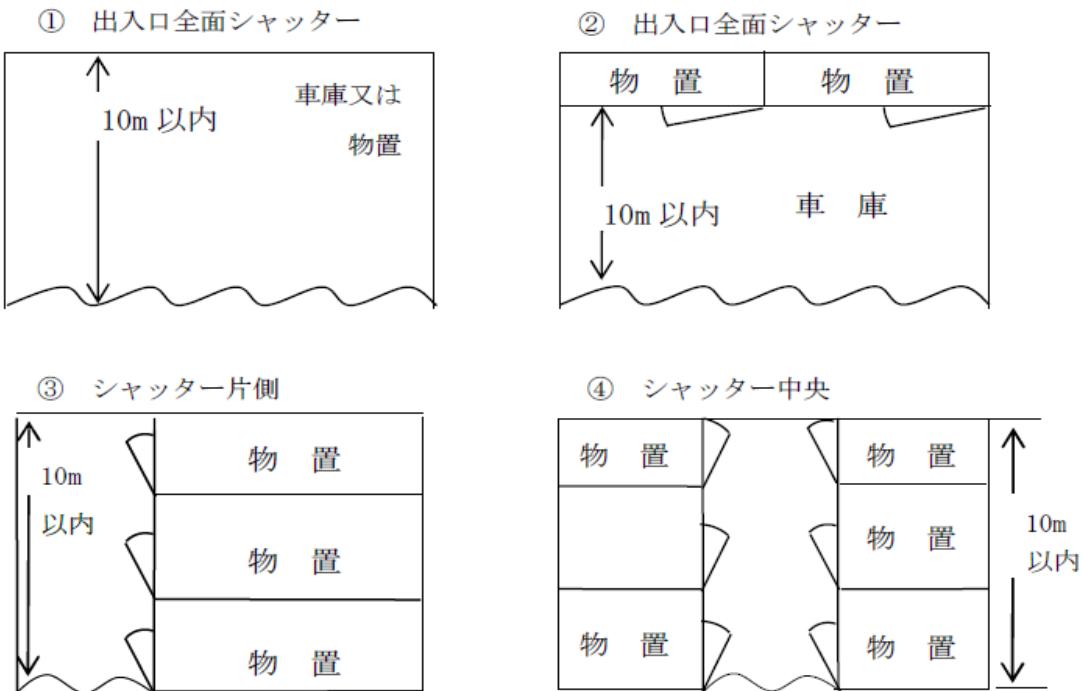


第17-26図



第 17-27 図

- イ 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち個人の住居に供する部分。
- ウ 冷凍庫又は冷蔵庫（以下「冷凍庫等」という。）の用途に供される部分で、次のいずれかに適合する場合は、冷凍庫等の出入口に設ける避難口誘導灯を設置しないことができる。
 - (ア) 冷凍庫等内の各部分から直近の出入口までの歩行距離が 30m 以下である場合。
 - (イ) 出入口であることを識別することができる表示及び緑色の灯火が当該出入口に設ければ、かつ、冷凍庫内の作業に使用する運搬車等に付置又は附属する照明により充分な照度を得ることができる場合。
 - (ウ) 通路部分の屈曲点が 1 以下で、当該屈曲点から出入口であることを明示する表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合。
- エ 共同住宅等の地階（避難階に限る。）で屋内外から容易に開放できる開口部（軽量シャッター等）を有し概ね 10m 以内の場所で当該開口部を容易に見とおし、かつ、識別できるもの。（第 17-28 図参照）

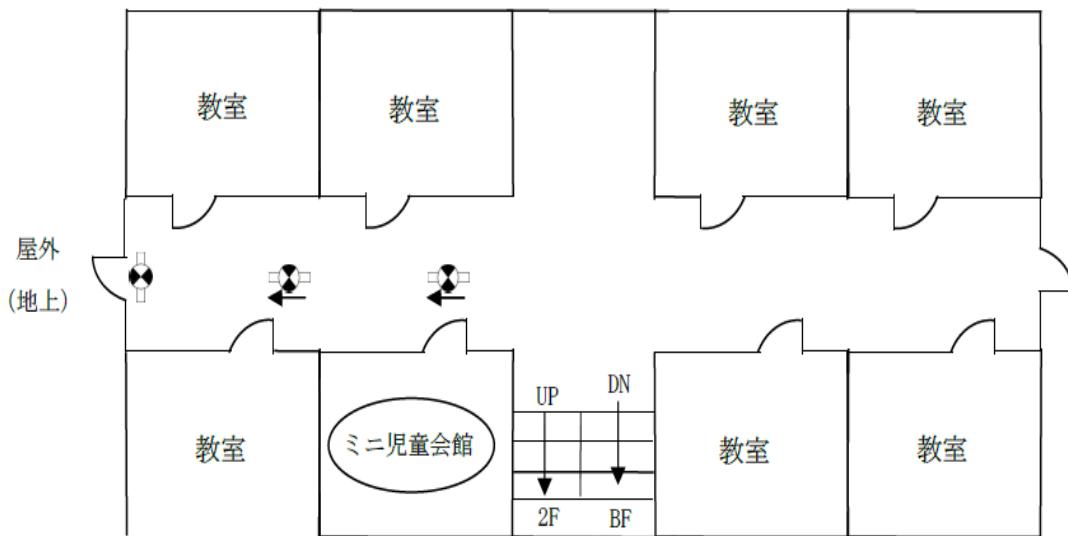


第 17-28 図

- オ 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に定める出入口の部分のうち、屋外からのみ出入りできるボイラー室等で、直接地上にでることができ、その旨が容易に判別できる出入口。

カ 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物のうち、日の出から日没までの間のみ使用する避難上採光が十分な部分に存する避難口。

※ ミニ児童会館や屋内運動場等の夜間使用部分がある場合は、その使用部分に設置すること。(第17-29図参照)



第17-29図

キ その他

主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に誘導灯を設置する場合には、政令第32条の規定を適用して、その区分をB級又はC級とすることを認めて差し支えない。

(2) 通路誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものにあっては、政令第32条を適用して設置を省略することができる。

ア 冷蔵庫等の用途に供される部分で、冷凍庫等内の通路が整然と確保され、かつ、避難上充分な照度を有している場合

イ 客席誘導灯を設置した居室内

ウ 関係者以外の者の出入りがない機械室等

エ 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物のうち、日の出から日没までの間のみ使用する避難上採光が十分な廊下

※ ミニ児童会館や屋内運動場等の夜間使用部分がある場合は、その使用部分に設置すること。(第17-29図参照)

オ アからエまでによる他、避難口誘導灯の設置を省略できる居室内

別記 1

誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について
(階段又は傾斜路以外の部分)

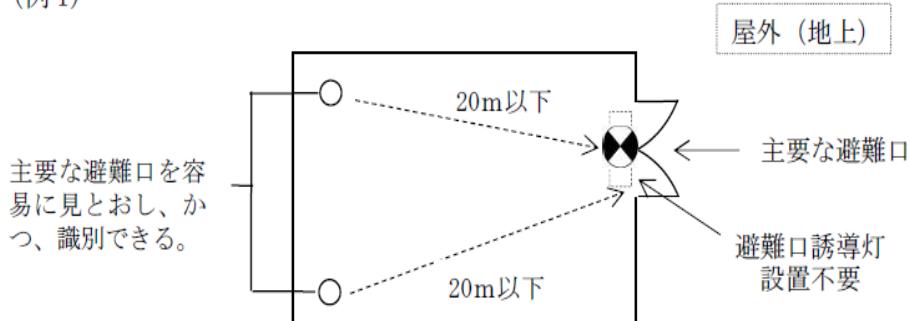
1 避難口誘導灯（省令第 28 条の 2 第 1 項関係）

(1) 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別できる階で、当該避難口に至る歩行距離が 20m 以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。（例 1 参照）

※ 地階であっても避難階の場合は該当する。（以下同じ。）

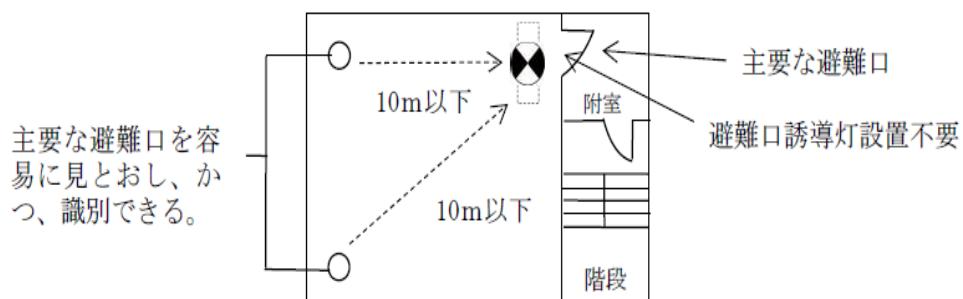
(例 1)



(2) 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別できる階で、当該避難口に至る歩行距離が 10m 以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。（例 2 参照）

(例 2)

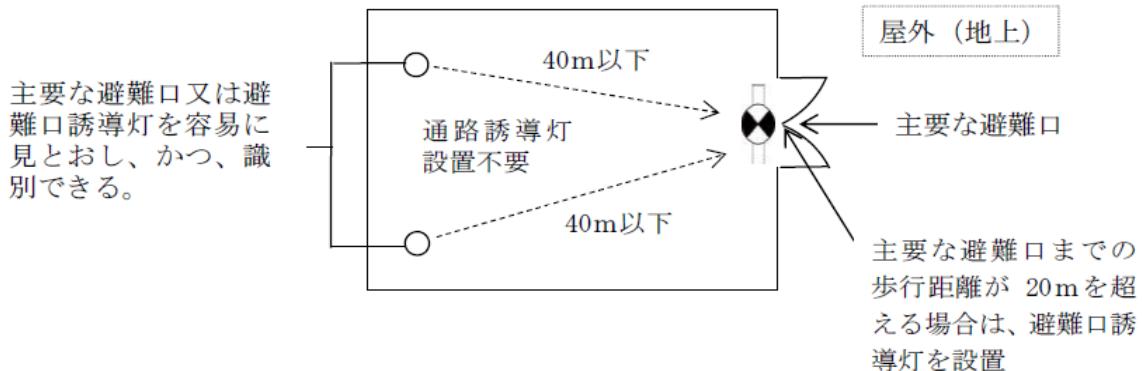


2 通路誘導灯（省令第28条の2第2項関係）

(1) 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別できる階で、当該避難口に至る歩行距離が40m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。（例3参照）

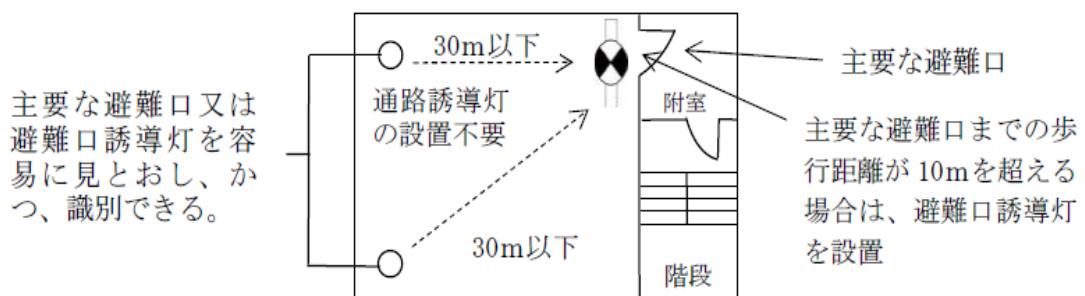
（例3）



(2) 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号ロに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別できる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。（例4参照）

（例4）

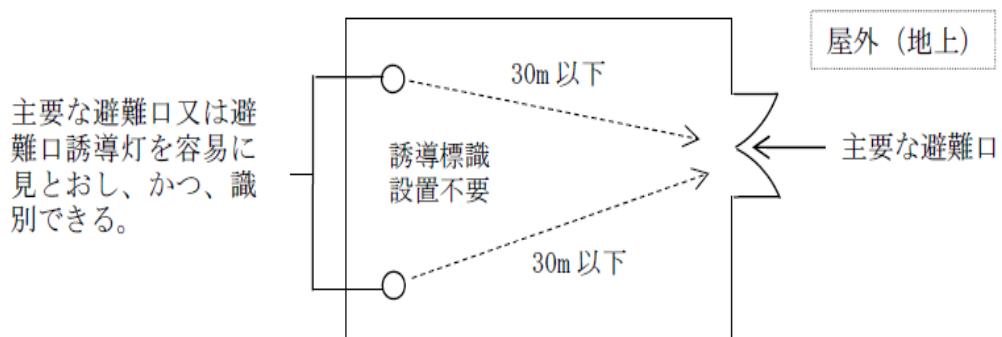


3 誘導標識（省令第28条の2第3項）

政令別表第1（1）項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別できる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。（例5参照）

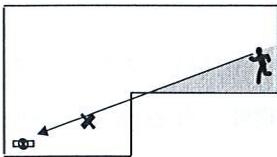
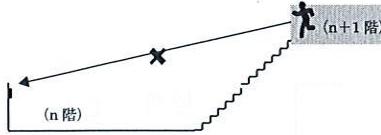
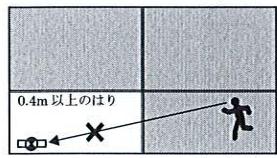
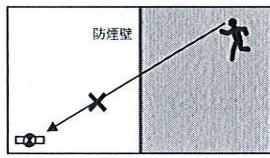
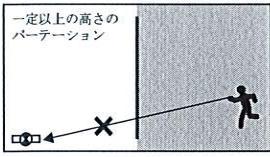
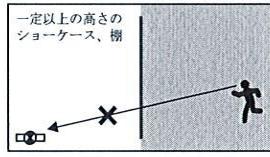
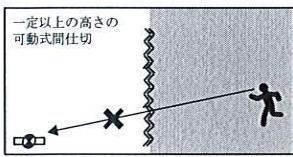
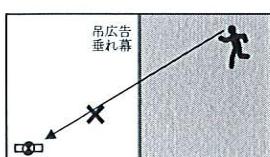
なお、避難階にあっては、通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分であっても避難口に至る歩行距離が30mを超え、かつ、避難口誘導灯の有効範囲外となる部分については、誘導標識の設置が必要である。

（例5）



別記2

誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができない例

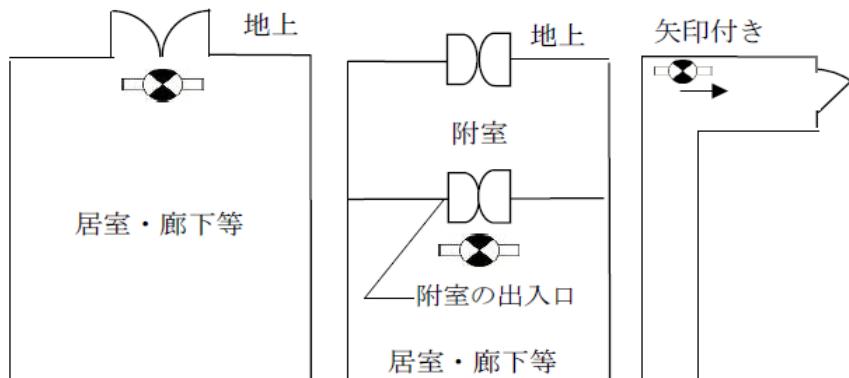
誘導灯を容易に見通しかつ識別することができない例	備考	
○壁面があり陰になる部分がある場合 		
○階段により階数がかわる場合 		
○0.4m以上のはりがある場合 	○防煙壁がある場合 	吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしあきかないものとすること。
○一定以上の高さのパーティションがある場合 	○一定以上の高さのショーケース、棚がある場合 	一定以上の高さとは通常 1.5m 程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとすること。
○一定以上の高さの可動間仕切がある場合 		
○吊広告、垂れ幕がある場合 	吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしあきかないものとすること。 吊広告等を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。	

別記3

誘導灯の設置箇所

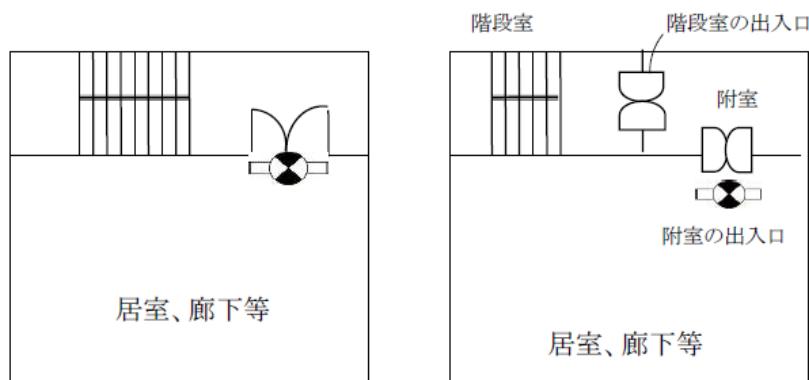
1 避難口誘導灯の設置箇所（省令第28条の3第3項第1号）

(1) 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合は、当該附室の出入口）

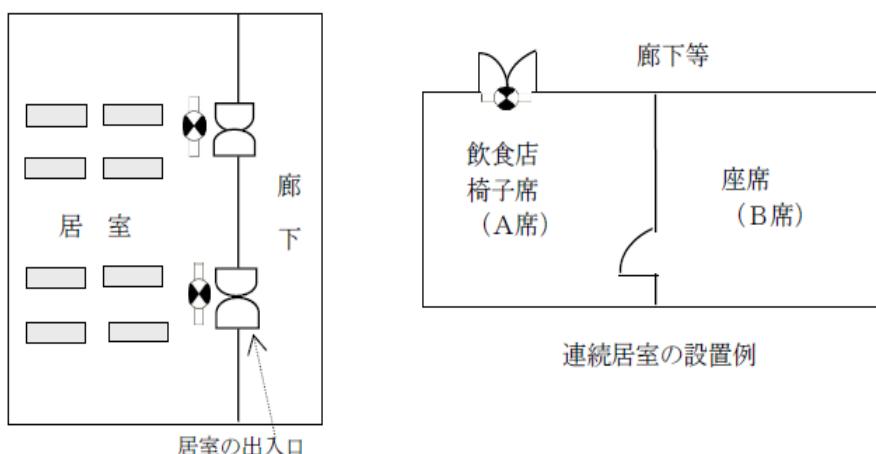


(2) 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

なお、附室内に複数の出入口があるため、階段室への出入口が識別できない場合は、当該階段室への出入口に誘導標識を設置すること。★

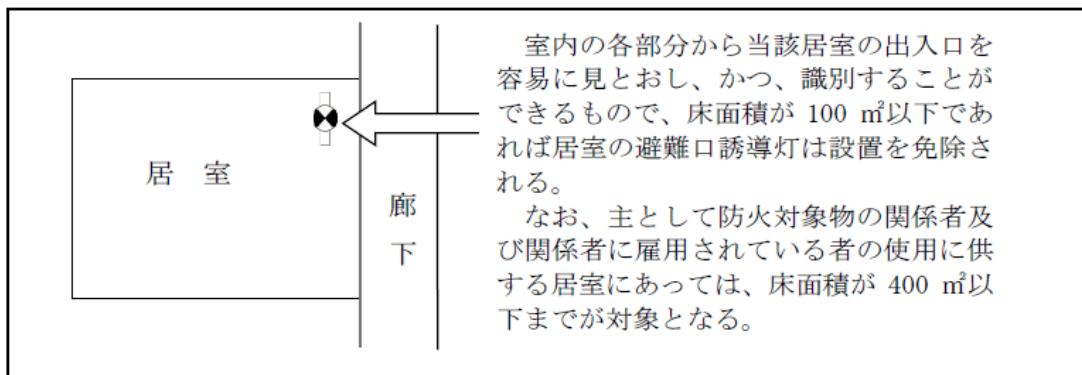


(3) イ又はロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。）

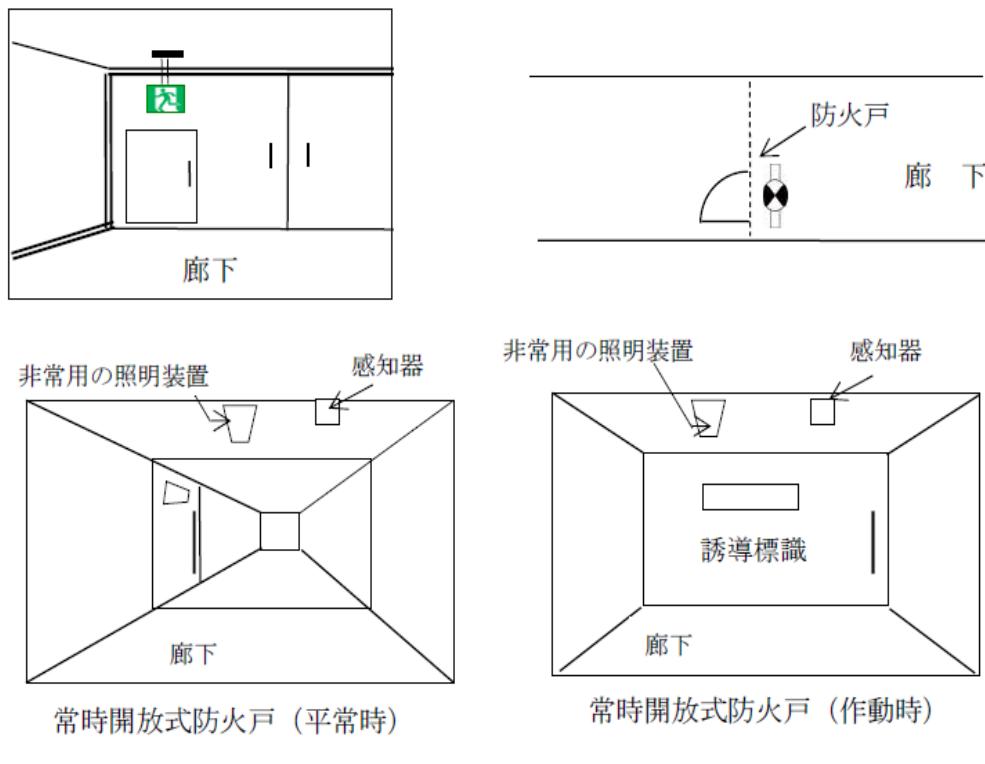


連続居室の設置例

(4) ハに掲げる消防庁長官が定める居室の出入口（「誘導灯告示」第3.2）



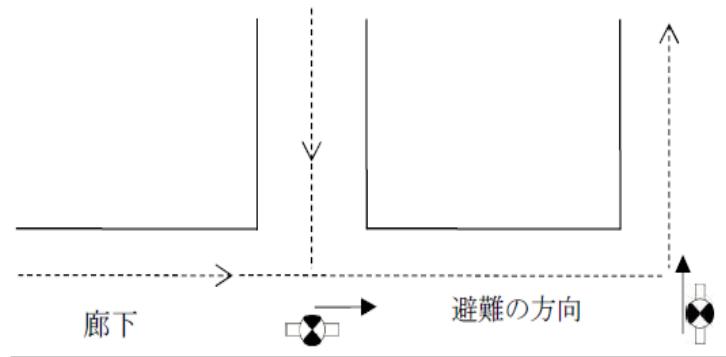
(5) イ又はロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの（くぐり戸付き防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別できる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）



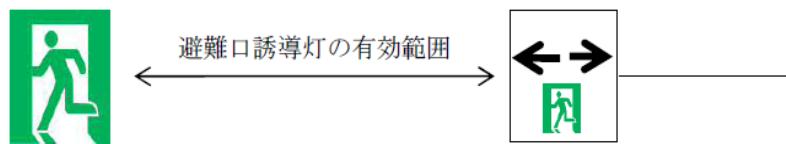
避難口誘導灯の設置が除外される例

2 通路誘導灯の設置箇所（省令第28条の3第3項第2号）

(1) 曲り角



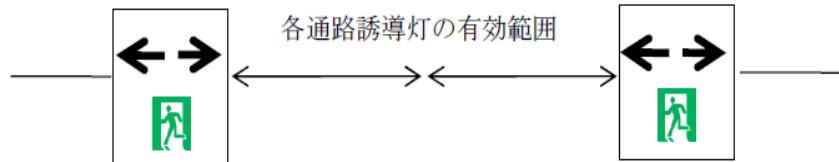
(2) 前1.(1)及び(2)に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所



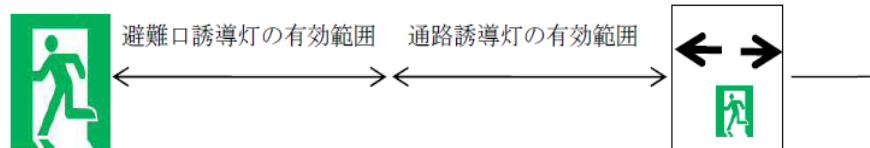
前1.(1)及び(2)に
掲げる避難口

(3) 前(1)及び(2)のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を
通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所。

ア 廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



イ 避難口への廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置

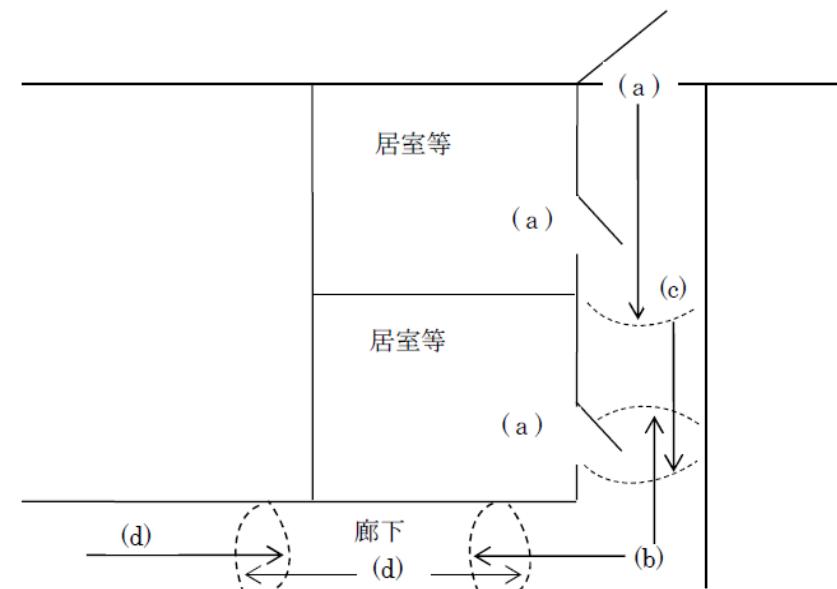


前1.(3)及び(5)に
掲げる避難口

別記4

避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

- 1 省令第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける。(a)
- 2 曲り角に通路誘導灯を設ける。(b)
- 3 主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口）に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の場所に通路誘導灯を設ける。(c)
- 4 廊下又は通路の各部分について、(a)～(c)の誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合は当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける。(d)
- 5 以上のはか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断し、避難上の有効性や建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。



別記5

誘導灯の消灯対象

1 防火対象物が無人である場合

「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。なお、無人でない状態では、消灯対象とはならないこと。

2 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に該当する場合

「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。なお、消灯対象となるのは、外光により避難口等を識別できる間に限られること。

3 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。 したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用される時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用途に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

4 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合。

(1) 「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。

(2) 当該規定においては、政令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限ること。

別記6

誘導灯の消灯・点灯方法

1 消灯方法

- (1) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。
- (2) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- (3) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること、②火災の際には誘導灯が点灯すること、③避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

2 点灯方法

- (1) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- (2) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が、別記5の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりであること。

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場合	<input type="radio"/> 照明器具連動装置 <input type="radio"/> 扉開放連動装置 <input type="radio"/> 施錠連動装置 <input type="radio"/> 赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	<input type="radio"/> 照明器具連動装置 <input type="radio"/> 光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	<input type="radio"/> 照明器具連動装置 <input type="radio"/> 扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	<input type="radio"/> 照明器具連動装置 等	

※ 場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。なお、自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

3 配線等

- (1) 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- (2) 操作回路の配線は、省令第12条第1項第5号の規定の例によること。
- (3) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。
- (4) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

別記 7

点滅機能又は音声誘導機能の起動・停止方法

1 起動方法

- (1) 感知器から火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。
- (2) 省令第 24 条第 5 号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動/全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。
- (3) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。

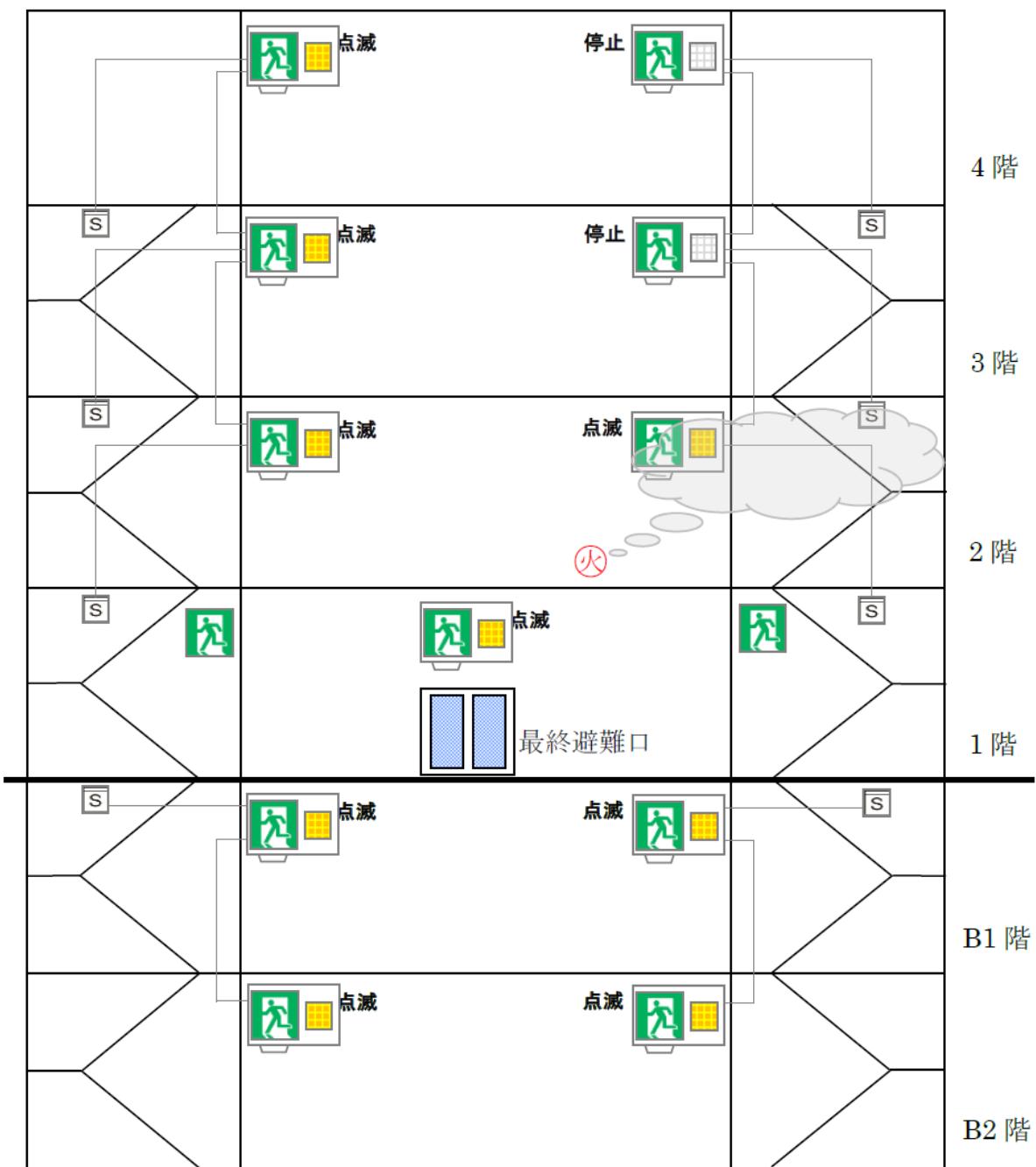
2 停止方法

- (1) 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導をさけるため、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること。
- (2) 前(1)の場合において、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ロの階段室には、地上階にあっては誘導灯を設置した直下階に、地下階にあっては地下 1 階に、点滅及び音声誘導の停止専用の煙感知器（点滅及び音声誘導の停止専用の表示）を設置し、出火階が地上階の場合にあっては出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては地階の点滅及び音声誘導を停止させるものであること。★

また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。

- (3) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭和 60 年 9 月 30 日付け消防予第 110 号）に準じて誘導灯の音声誘導が停止するように措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあっては、この限りでない。

点滅及び音声誘導の停止専用煙感知器設置例



- ※ 1階の誘導灯には停止用煙感知器は設置不要
- ※ 地下階は地下1階のみ停止用煙感知器を設置